

平 戸 市 監 査 公 表 第 153-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 3 年 3 月 2 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
水産課

第 3 監査の期間

令和 2 年 5 月 13 日（水）、14 日（木）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容  
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：水産課】

区分	内 容	措 置
指導事項	<p><b>1 北松地域栽培漁業推進協議会について</b></p> <p>収入支出伝票及び収入支出経理簿は作成されているが、準公金扱いとして構成団体への報告が求められることから、業務量の多少に関わらず会計規程及び決算書の作成（課内決裁）が必要である。</p>	<p>当該協議会は県の「ヒラメ共同放流強化支援事業」について、地域負担金の集約等を行う受け皿であり、当該事業が令和2年度をもって終了するため、来年度以降の県事業において、放流事業の受け皿として必要であれば、当該団体の規約等体制の整理とあわせて会計規程を設ける。</p> <p>令和2年度の協議会会計において決算書を作成し、適正に処理する。</p>
意見	<p><b>1 平戸市漁業後継者経営独立支援事業費補助金交付要綱について</b></p> <p>実績報告書の添付書類について、同要綱第6条第4号で、事業報告書等のほかにその他市長が必要と認める書類として、財産管理台帳の提出を求めているが、台帳様式中、補助対象機器の処分制限期間を5年間としている。一方、同要綱には該当条項が見当たらない。経済的理由による売却処分や廃棄処分防止などの条項を加えることを検討されたい。</p>	<p>財産の処分の制限については、補助金等交付規則第20条に則した処理を基本とし、本要綱に規則第20条ただし書きに係る条項を設けるよう検討する。</p>